

○高松市農村公園条例施行規則

平成18年1月6日

規則第30号

改正 平成20年6月27日規則第54号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市農村公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市農村公園条例（平成17年高松市条例第192号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第3条第1項前段の規定により、高松市農村公園（以下「公園」という。）における同項第1号から第5号までに掲げる行為の許可を受けようとする者は高松市農村公園内行為許可申請書（様式第1号）を、公園における同項第6号に掲げる行為の許可を受けようとする者は高松市農村公園占用許可申請書（様式第2号）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(行為の許可)

第3条 市長は、条例第3条第1項前段の規定により公園における同項第1号から第5号までに掲げる行為の許可をしたときは高松市農村公園内行為許可書（様式第3号）を、同項第6号に掲げる行為の許可をしたときは高松市農村公園占用許可書（様式第4号）を交付する。

(許可の変更についての準用)

第4条 条例第3条第1項後段の規定による行為の許可の変更については、前2条の規定を準用する。

(使用目的の変更等の禁止)

第5条 第3条（前条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による行為の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用（条例第3条第1項の許可に係る行為をいう。以下同じ。）の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の取消し)

第6条 使用者は、当該使用を取り消すときは、高松市農村公園使用取消届（様式第5号）を第3条の許可書に添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(使用者の責任)

第7条 使用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公園の運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 使用後は、速やかに原状に回復した後、公園の係員（以下「係員」という。）の点検を受けること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

（使用料の返還）

第9条 条例第4条第4項ただし書に規定する使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用ができなくなったとき
全額
- (2) 使用開始日の1週間前までに第6条の規定による届出をしたとき 6割以内で市長の定める額

2 使用料の返還を受けようとする者は、高松市農村公園使用料返還申請書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用を中止したときは、公園を使用許可期限までに原状に回復しなければならない。使用の許可の取消し又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去の命令を受けたときも、同様とする。

（損傷等の届出）

第11条 公園の利用者又は使用者は、公園の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、高松市農村公園施設・設備等損傷・滅失届（様式第7号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第12条 条例第9条第5項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園の維持管理
- (2) 公園の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第8条第3号及び第4号の規定により係員が行う業務に係るもの
 - イ その他市長が必要と認める業務

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第54号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第4条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

申請者 住 所
氏 名

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

高松市農村公園内行為許可（変更許可）申請書

高松市農村公園内において行為の許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。

農村公園の名称	
行為の目的	
行為の期間	
行為を行う場所	
行為の内容	
使用面積	
行為の参加人員	
その他	

（注）

- 1 行為の位置に関する図面を2部添付してください。
- 2 変更許可申請の場合は、変更する項目名を 印で囲んでください。

様式第2号（第2条、第4条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

申請者 住 所
氏 名

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

高松市農村公園占用許可（変更許可）申請書

高松市農村公園において占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

農 村 公 園 の 名 称		
占 用 位 置	別紙図面のとおりに	
占 用 物 件	数 量	
	面 積	
	種 類	
	構 造	
占 用 目 的		
占 用 期 間		
占用物件の管理方法		
工事の実施方法		
工事の着手及び完了の時期		
農村公園の復旧方法		
そ の 他		

（注）

- 1 占用位置に関する図面を2部提出してください。
- 2 変更許可申請の場合は、変更する項目名を 印で囲んでください。

様式第3号（第3条、第4条関係）

高松市指令 第 号

住 所
氏 名 様

高松市農村公園内行為許可（変更許可）書

年 月 日付で申請のあった公園内行為については、高松市農村公園
条例第3条第2項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

農村公園の名称	
行為の目的	
行為の期間	
行為を行う場所	
行為の内容	
使用面積	
行為の参加人員	
その他	
許可条件	

様式第4号（第3条、第4条関係）

高松市指令 第 号

住 所
氏 名 様

高松市農村公園占用許可（変更許可）書

年 月 日付で申請のあった公園の占用については、高松市農村公園
条例第3条第2項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

農 村 公 園 の 名 称		
占 用 位 置	別紙図面のとおり	
占 用 物 件	数 量	
	面 積	
	種 類	
	構 造	
占 用 目 的		
占 用 期 間		
占用物件の管理方法		
工事の実施方法		
工事の着手及び完了の 時 期		
農村公園の復旧方法		
そ の 他		
使 用 料		
許 可 条 件		

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

使用者 住 所
氏 名

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

高松市農村公園使用取消届

高松市農村公園の使用（占有）を取り消しますので、次のとおり届けます。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	年 月 日
使用（占有）目的 又 は 行 事 名			
使用（占有）期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）	時 从	時 まで
使用（占有）を取 り 消 す 施 設 等			
取 り 消 す 理 由			
備 考			

（注）

- 1 使用（変更）許可書を添付してください。
- 2 使用料の返還がある場合は、高松市農村公園使用料返還申請書を提出してください。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

㊦

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

高松市農村公園使用料返還申請書

使用料の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第	号	
使用を取りやめた 農 村 公 園			
返還を受けようと す る 理 由			
既 納 額	円	返 還 申 請 額	円
※ 決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 返還しない。 <input type="checkbox"/> 高松市農村公園条例施行規則第9条第1項第 号の規定により、既納の使用料の を返還する。		
※ 返 還 決 定 額	円		
備 考			

（注） ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ー

高松市農村公園施設・設備等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分ごろ
損傷・滅失箇所（物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

（注） 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。